

## 第2期深川市子ども・子育て支援事業計画（案）

概要版

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村に策定が義務付けられている市町村子ども・子育て支援事業計画で、本計画をもとに、児童福祉、母子保健、教育、商工労働などのあらゆる分野の施策の総合的・一体的な推進を図っていくものです。

本市では、平成27年3月に第1期となる深川市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度から平成31年度）を策定し、児童福祉や母子保健などの子ども・子育て支援を推進してきており、今般、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期 深川市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

### 第1章 計画の策定にあたって（案 P1～P2）

#### ◎計画策定の背景と趣旨

「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」の趣旨に則り、本市の子どもたちの健やかな育成と市民のニーズにこたえていくための体制づくりを進めるため、「第2期深川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

#### ◎計画の位置づけ

子ども・子育て支援法に基づく法定計画で、第五次深川市総合計画を上位計画とし、子どもの福祉や教育に関する他の計画などと整合を図り、保健・医療・福祉・教育・労働などのあらゆる分野の施策の総合的・一体的な推進を図ります

#### ◎計画の期間 令和2年度～令和6年度の5年間

### 第2章 深川市の子ども・子育ての現状（案 P3～P25）

#### ◎人口統計資料

少子化の現状：合計特殊出生率・出生数とも減少傾向

人口動態は自然動態・社会動態とも負数で推移しており、自然動態による負数は増加傾向にあり、将来人口は各年代とも減少が見込まれる

人口に対する就学前児童の割合は大きな変動なく推移

働く女性の状況は、就労している方が増加傾向

子育て家庭の現状：子育てに対する負担感や不安感を感じるかたが半数以上

保育サービスの状況：幼稚園の入所者数は減少傾向にあり、保育所はほぼ横ばいの傾向

就学前児童の施設利用割合は増加傾向

#### ◎教育・保育環境の現状

子育て支援サービスの状況：対象者の減少により各事業減少傾向だが、一時預かりなど増加しているサービスもある

児童センター等の状況：児童センター、生き生きスポットとも増加傾向

母子保健事業の状況：各事業ともほぼ横ばい

学校教育等施設の状況：施設数は変更ないが、在学者数は減少傾向

児童虐待・各種相談の状況：相談受理件数等、横ばいの状況

#### ◎子ども・子育て支援における課題等

前計画の評価とまとめ：定量的目標事業量は各項目確保され、必要なサービス提供体制を確保できた施策目標の評価

### 施策目標①「母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進」

母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進については、対象者や年齢に応じた各種事業の実施により推進できました。また、小児医療についても、関係機関との連携等により体制確保を図ることができました。

### 施策目標②「職業生活と家庭生活との両立の推進等」

育児休業取得支援助成金制度の実施などにより推進してきており、引き続き育児休業の取得促進等を図る必要があります。

### 施策目標③「地域における子育ての支援」

子育て支援サービスは、全体的に事業が推進されており、利用者からの良い評価も窺えますが、ニーズ調査の結果から依然として半数以上が子育てに関する不安感や負担感を感じていることが課題です。

### 施策目標④「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」

各施策に基づく事業が継続実施されており、引き続き関係機関との連携を充実させ、教育環境の整備を進めることが必要です。

### 施策目標⑤「子ども等の安全の確保」

関係機関・団体との連携により各種事業を実施し、活動を推進することができました。

### 施策目標⑥「子育てを支援する生活環境の整備」

各種助成制度や整備事業等の実施により、環境整備を進めることができました。

### 施策目標⑦「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実」

各施策に基づく事業の継続実施により推進してきており、引き続き関係機関との連携を充実させ、支援を必要とする家庭など、それぞれのニーズに応じた対応を進めることが必要です。

## 第3章 めざすべき姿と理念・基本的な考え方 (案 P26～P28)

### ◎基本理念

第1期深川市子ども・子育て支援事業計画の考えや取り組みを継承するとともに、深川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果から、子育てに不安や負担感等を抱えながら子育てを行っている方々が全体の半数を超えている状況を踏まえ、家庭を築き、子どもを生き育てる方々の希望がかなえられるよう、本計画の基本理念を

# 「出産・子育ての希望がかなうまち、ふかがわ」

と定め、取り組みを推進します。

### ◎基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

#### 基本目標1

安心して子どもを生き育てることができるまちづくり

- ・ライフステージに応じた相談体制や子育て等のサービス充実
- ・男女が尊重しあい、ともに働きながら子育てできるよう、支援制度の促進、啓発

#### 基本目標2

子どもの健やかな成長を支えるまちづくり

- ・ライフスタイルに対応した保育サービスの充実と受け入れ環境の確保
- ・子どもの健全な成長を支え、保護者が安心して働くことができるよう、放課後児童対策の充実

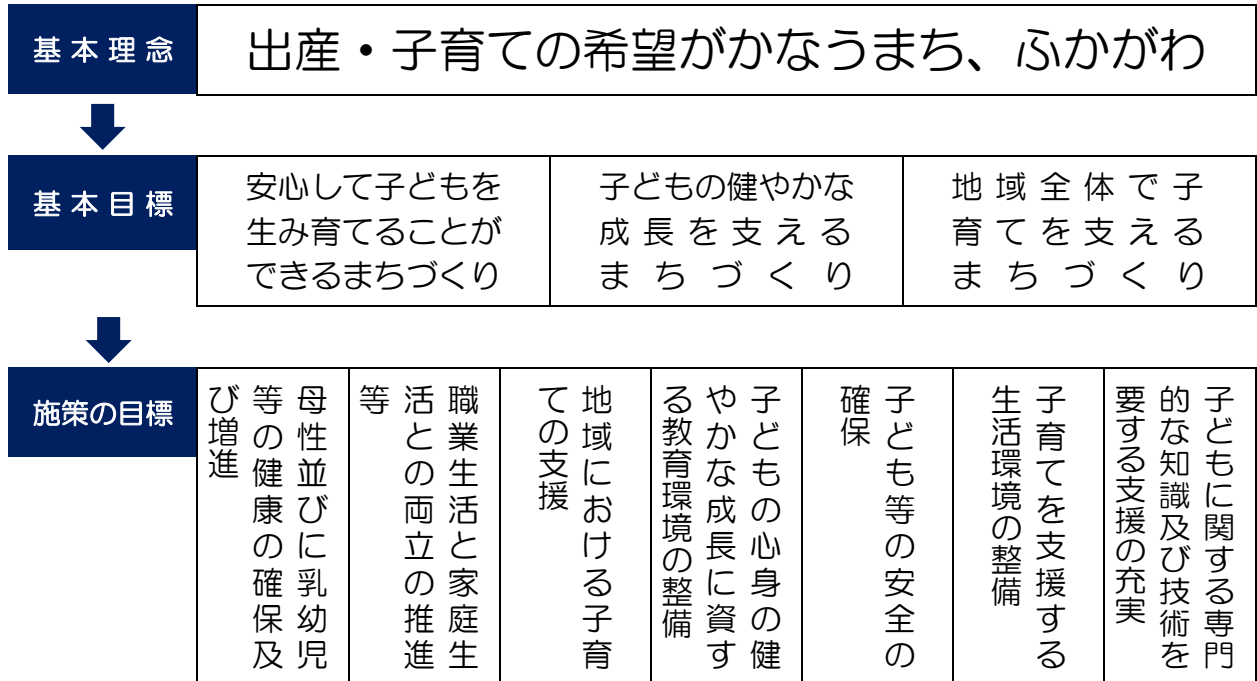
#### 基本目標3

地域全体で子育てを支えるまちづくり

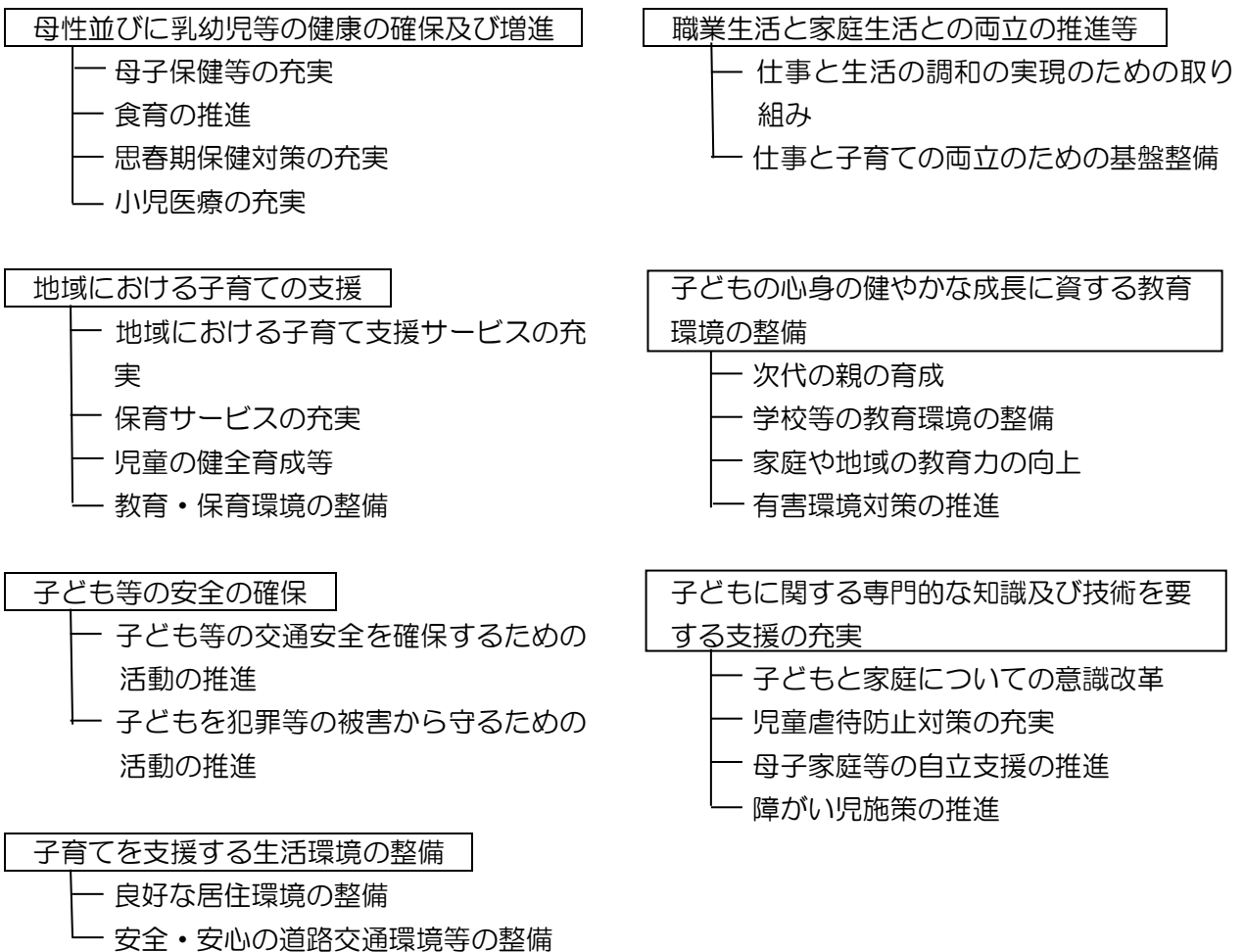
- ・地域全体で子育てへの支援が図れるような子育て支援策の充実
- ・個々の状況に応じた配慮や支援が必要な子どもや家庭に対する支援の充実

## 第4章 施策の展開 (案 P29~P37)

### ◎施策の体系



### ◎施策の目標



## 第5章 支援事業計画の具体的な数値目標 (案 P38～P54)

### ◎子ども・子育て支援新制度の全体像

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した、

#### ①子ども・子育て支援法

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

の3法に基づく制度のことをいい、主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

### ◎新制度の事業体系

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育は、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となり、給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

#### ・子どものための教育・保育給付

施設型給付：「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」の教育・保育施設が給付の対象事業

地域型保育給付：定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、給付の対象

#### ・地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で定められている13事業をいい、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

#### ・保育の必要性の認定について

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

《認定区分》

1号認定：満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）

対象施設は幼稚園、認定こども園

2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）

対象施設は保育所、認定こども園

3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）

対象施設は保育所、認定こども園、特定地域型保育事業

### ◎教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

推計の手順：就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象者とした二スズ量調査の結果をもとに、国が示した『計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の手順に沿って算出しました。

### ◎教育・保育提供区域の設定

#### ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る区域

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となること、現状の利用者の選択肢は居住区域の周囲に限られていないこと、また、それぞれの事業の対象者を特定の区域で分けないことによる利点等を勘案し、市域全体を1つの教育・保育提供区域と設定します。

・人口推計：コーホート法により、計画期間中の児童数の推移を推計し、各種事業の二スズ量を算出する基礎としました。

◎幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

保 育 所：保育士の処遇改善などを図ることにより、より良い環境での保育が図られるよう各種の取り組みを実施していきます。

幼 稚 園：各園と連携し、適切な幼児教育の場の確保を図るとともに、認定こども園へ移行する園がある場合、適切な支援を図ります。

認定こども園：移行する幼稚園・保育所について適切な支援を図ります。

◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

・時間外（延長）保育事業

現状は未実施の事業ですが、ニーズ調査においては潜在的な利用意向があるため、実態のニーズの把握に努め、その推移を見極めながら、実施の有無を検討します。

・放課後児童健全育成事業

高学年になるほど、習い事や留守番が可能となる等、利用実績は低下する傾向があることから、高学年については本事業以外の事業を含め、総合的な放課後の居場所づくりに努めます。

・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

現状は未実施の事業ですが、ニーズ調査においては潜在的な利用意向があるため、実態のニーズの把握に努め、その推移を見極めながら、実施の有無を検討します。

・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援のキーステーションとしての機能を持たせ、交流の場の提供・情報発信・相談体制の充実に努め、事業の効果的な継続と拡大の必要性などについて検討します。

・一時預かり事業

量の確保は可能な事業。現行の体制を継続し、事業を実施していきます。

・病児・病後児保育事業

利用がすすむよう手続き方法の検討や、広報やホームページで事業の周知に努めます。

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

利用者の増加を目指すとともに、会員相互の活性化を促し、利用率・稼働率の向上に努めながらファミリー・サポート・センター事業を継続して実施していきます。

・妊産婦に対する健康診査

現行の体制を継続し、事業を実施していきます。

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

保健師による育児支援と虐待防止の観点から訪問等を実施するとともに、乳児家庭全戸訪問事業で支援が必要な方が把握される場合には養育支援に努めます。

◎母子保健事業の目標設定

令和6年度における数値目標を設定し、各事業を推進します。

◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

・認定こども園の普及に係る基本的考え方等

新制度の趣旨を踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、幼稚園や保育所等の利用状況を把握するなか、本市の実情や希望する移行類型について情報の提供を行うなど、適切な支援を図ります。

・質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期から学齢期まで切れ目ない総合的な子ども・子育て支援を行うため、情報の提供及び相談体制の充実に努めるとともに、教育・保育の質の向上に向け取り組みます。

- ・教育・保育施設等の相互の連携及び小学校等との連携についての基本的考え方  
乳児期から小学校就学前までの一環した教育・保育、発達連続性を考慮し、幼稚園教育要領、保育所保育指針等に基づき教育・保育施設等から小学校への円滑な接続を図ります。

## 第6章 計画の進行管理等（案 P55）

### ◎計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、

1. 計画の策定後、適宜見直しを行い、
2. 施策を実施し、計画に記載された教育・保育に関する事業を実行し、
3. 計画と事業の実施内容を点検・評価し、
4. 評価結果等を計画の見直しや改善につなげます。

こうした作業を、深川市少子化対策庁内推進委員会において行い、毎年度の進捗状況を把握し、達成状況などを点検します。なお、この政策プロセス（PDCA サイクル）過程の資料等は深川市子ども子育て審議会に提供し、意見等をうけることとします。また、本計画の実施状況を市民に公表するなどして推進を図ります。